事業系一般廃棄物 よくある質問(Q&A)

Q1 事業系ごみとは何ですか?	A 事業系ごみとは、事業活動に伴って排出される
	ごみすべてのことをいいます。
Q2 事業活動とはどのようなことをいう	A「事業活動」とは、製造業や建設業などに限定さ
のですか?小さな規模の個人商店や店	れるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や
舗付き住宅での事業も含まれるのです	水道事業、学校、社会福祉施設等の公共事業も含
か?	めた広い意味として捉えられています。このような
	事業活動から排出される事業系ごみの規定には、
	排出量の条件はないため、大企業から多量に排出
	される場合であっても、個人商店や店舗付き住宅
	のような小規模な事業所から排出される場合であ
	っても、事業系ごみになります。
Q3 事業系ごみを家庭用のごみステー	A 事業系ごみは廃棄物処理法で、事業者自らの
ションに出すことはできないのですか?	責任により処理しなければならないものと定められ
	ています。本来は、家庭用のごみステーションへ排
	出することは、自らの責任で処理していることにあ
	たりませんので、不法投棄とみなされ、法律違反に
	なる場合があります。しかし、鹿島市では小規模事
	業者ごみステーション搬出登録制度実施要綱に基
	づき登録された事業者で、近隣住民に迷惑をかけ
	ず <mark>2袋以内</mark> であれば家庭系一般廃棄物として処理
	をおこないます。
Q4 小規模事業者ごみステーション搬出	A 小規模事業者で、一回に出すごみの量が2袋
登録制度とは何ですか?	以内の事業者に限り、市に申請をすることで、地区
	のゴミステーションを利用できる制度です。
Q5 住居兼店舗で商売をしているが、こ	1回の排出量が2袋以内であれば小規模事業者ご
の場合ごみの分別はどうすればよいです	みステーション搬出登録ができ、家庭系ごみとして
か。家庭系と事業系のごみがでます。	処理ができます。 <mark>2袋を超える場合</mark> は小規模事業
	者にあたりませんので、収集運搬許可業者に依頼
	してください。
Q6 事業系一般廃棄物の処分はどうす	A 次のいずれかの方法により、処理することがで
ればいいのですか?	きます。
	(1)鹿島市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受
	けた業者に収集運搬を委託する。
	(2)排出事業者が自ら焼却場に搬入を行う(処理

	T *L \u0\ + + 1\ \=\
	手数料を支払う)
	(3)1回の排出量が2袋以内であれば、小規模事
	業者ごみステーション搬出登録制度 に申請し、家
	庭系指定袋にいれ市が収集を行なう。
Q7 新聞・雑誌・段ボール・雑紙・アルミ	A 地域の集団回収は家庭から出る資源化物を収
缶などは地域の集団回収に出してもいい	集する場です。事業から出る資源化物を出すこと
のですか。	はできません。再生資源事業者に収集・運搬又は
	再生を委託することができる場合もあります。
Q8 事業系ごみを適正処理・減量化する	A 排出段階で分別を徹底することにより、多くのも
ことでメリットはありますか?	のがリサイクル可能となり、ごみ量を減らすことが
	できることから、ごみ処理経費の削減にもつながり
	ます。また、環境問題が注目されている中、ごみの
	減量やリサイクルへの取組みを積極的に行うこと
	は、社会貢献につながるとともに、会社のイメージ
	アップにもなります。
Q9 一般廃棄物とはどういうものです	A 廃棄物処理法第2条第2項で「一般廃棄物と
か?	は、産業廃棄物以外のものをいう」と定められてい
	ます。家庭から生じるごみや事業活動に伴って生
	じた廃棄物で、産業廃棄物以外の廃棄物が一般
	廃棄物となります。
Q10 産業廃棄物とはどういうものです	A 廃棄物処理法第2条第4項で「産業廃棄物と
か?	は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え
	殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック
	類その他政令で定める廃棄物」と定められ、その
	種類は20種類に分けられます。
	例:発泡スチロール製の緩衝材、PPバンド、プラス
	チック製の弁当容器、ペットボトル、びん、陶磁器、
	ガラス、蛍光管、金属製ロッカー、電気器具、建築
	廃材等など
Q11 事業系ごみを自らの責任において	A 事業者責任を放棄して違法な処理を行なえば、
適正に処理しなければならないとありま	廃棄物処理法に基づく罰則が課せられることがあ
すが、怠った場合どのような罰則を受け	ります。しかし罰則の如何にかかわらず、快適な生
ますか?	活環境の確保や資源の有効利用の観点から、廃
	棄物の適正処理にご協力をお願いします。
Q12 今まで一般廃棄物と一緒に処理し	A 廃棄物処理法では「事業活動に伴って生じた廃
てきた産業廃棄物を別に処理するとなる	棄物を自らの責任において適正に処理しなければ
適正に処理しなければならないとありますが、怠った場合どのような罰則を受けますか? Q12 今まで一般廃棄物と一緒に処理し	廃棄物処理法に基づく罰則が課せられることがあります。しかし罰則の如何にかかわらず、快適な生活環境の確保や資源の有効利用の観点から、廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。 A 廃棄物処理法では「事業活動に伴って生じた廃

と、手間もコストもかかるので何らかの補 ならない」と定められています。国や自治体の補助 助をしてもらえないのですか。 などありませんので、法律に基づき適正な処理を お願いします。 A 廃棄物を野外でドラム缶等を利用して焼却する Q13 焼却可能なごみは自社で焼却して もいいのですか? ことは、廃棄物処理法で、原則として禁止されてい ます。違反すると懲役5年以下又は1,000万円以 下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその併 科に処せられます。ごみの焼却は廃棄物処理法の 構造基準に適合した焼却炉で、環境大臣の定める 方法による焼却以外には、原則認められていませ A ごみとして処分をする前に、食べ残しが発生し Q14 飲食店から排出されるごみの処理 はどうすればいいのですか?(割り箸や ないような取り組みを行うなど、発生の抑制に取り 食べ残しを多く含むごみ) 組んでいただき、それでも発生する廃棄物につい て、厨芥ごみや割り箸は、事業系一般廃棄物とし て適正な処理をお願いします。また、廃プラスチッ ク類・ガラス・陶磁器くず・金属くず・廃油等につい ては、産業廃棄物となりますので、産業廃棄物とし て適正処理をお願いします。 Q15 飲食店を営んでいますが、食料品 A 飲食店など(ベーカリーなどの製造小売業又は 製造業に該当するのでしょうか? サービス業に分類されるもの)は、食品製造業には

A 飲食店など(ベーカリーなどの製造小売業又はサービス業に分類されるもの)は、食品製造業には該当しません。食品製造業には、食パンの製造、製麺所、水産加工(かまぼこ、干し魚)などの食品の製造や加工を行なっている事業者などが該当します。詳しくは、日本標準産業分類を参照してください。

食品製造業から排出される食品廃棄物(製造過程 で発生する残渣物、製造失敗物)などは、産業廃 棄物となります。また、賞味期限、消費期限切れ で、食品製造業(メーカー等)へ返送された製品に ついては事業系一般廃棄物となります。